

企業の開示情報と付加価値計算に関する課題

梶 浦 昭 友

I はじめに

連結財務諸表を作成しており、会社法に規定する会計監査人設置会社は、2014（平成26）年3月31日以後に終了する事業年度から、特例財務諸表提出会社として金融商品取引法の財務諸表（個別財務諸表）の簡素化が図られた。従来から、有価証券報告書等の制度的開示情報に所載の連結財務諸表からは付加価値の算定に関する基本的なデータは得られなかった。そのため、付加価値の算定および付加価値分析はもっぱら個別財務諸表数値について行われてきた。このような簡素化・省略記載は今回に限ったことではなく、これまでの個別財務諸表においても十分なデータは得られていなかったものの、入手可能なデータの範囲で集計を行うなどの部分的な操作可能性は維持されていた。ところが、個別財務諸表の簡素化により、例えば、製造業の場合、損益計算書の内訳計算書である製造原価明細書は、連結財務諸表上でセグメント情報を注記していれば開示が不要になった。このことから、製造部門の製造原価内訳情報の入手は困難になる。

このような制度開示情報に対する動向とは別に、一部の企業が任意開示情報において、付加価値情報を公開している。いわゆる CSR 情報の一環としてである。任意開示情報であるから、何らかの基準によって共通の情報が開示されているわけではないが、CSR 報告書には一定のガイドラインがある。ただし、ガイドラインの多くは環境分野に重点を置いており、付加価値に関

連する経済分野をすべてのガイドラインが取り込んでいるわけではない。

本来、投資者に対する情報開示を意図した一般目的財務諸表においては、付加価値集計を考慮した情報の提供は前提とされていないということが出来る。わが国では、基本的に金融商品取引法や会社法による開示制度では付加価値は開示情報にはなっていないし、付加価値を集計することを意図した情報の提供も制度開示では行われていない。したがって、外部分析における企業の付加価値の算定は、公的機関で質問票等を通じたデータ収集が行える場合を除き、入手可能なデータの網羅性に制約のある概算値によるものが一般的であったといえる。それでも、財務分析指標集の多くが長年にわたって付加価値関連の集計や分析を行っていたことはわが国の特色の1つを形成しており、また、現在でも継続している統計指標においても、この特色は維持されている。

そこで本稿では、従来からの付加価値集計における有価証券報告書を中心とした制度開示情報から得られる関連データと、それに関しての個別財務諸表簡素化の影響について整理する。一方、制度開示以外の企業情報としてのCSR報告書に見られる付加価値情報の事例を取り上げ、報告目的による情報の代替について考察する。これらを通じて、任意情報としての付加価値関連情報の状況を整理し、それらと簡素化された情報との接点を探り、制度開示情報の範囲内での暫定的な計算の可能性について検討することにしたい。

II 控除法による付加価値の算定方式と制度開示情報との関連

1. 製造原価明細書の記載省略の状況

個別財務諸表の簡素化の影響を強く受けるのは、財務諸表等規則第75条第2項ただし書きによる製造原価明細書の記載の省略である。そこで、ここ3年度について3月期決算で製造原価明細書を記載している会社数をEDINETでの集計によって比較すると、図表1のようになる。

図表1において、「合計」は有価証券報告書において製造原価明細書（類型を含む）を記載しているか、あるいは当該明細書に言及している会社数で

図表1 製造原価明細書に関する開示の変化

	掲載	ただし書き	その他	合計
2013年3月期	1,254		3	1,257
2014年3月期	352	917	1	1,270
2015年3月期	324	24	1	349

ある。そのうち、「その他」は、該当なし等の記載がある会社数である。「ただし書き」は、財務諸表等規則第75条第2項ただし書きによって記載を省略している旨、あるいはそれに相当する旨を記している会社数である。そして、「掲載」が製造原価明細書を掲載している会社数である。なお、3月期決算会社に限定して集計したので、全期間を通じての会社数はこれらに留まらないが、大勢は明らかである。これらは基本的に製造業、あるいはそれに該当する事業を営んでいる会社である。

図表1から、製造原価明細書の省略を可能にする制度変更によって、開示会社数が激減したことが分かる。この結果、企業の付加価値に関する計算要素のいくつかが製造原価明細書からは入手できないようになる。

わが国では、多くの機関から付加価値指標を伴う財務分析指標集が刊行されていた¹⁾。近年、多くが廃刊になったり電磁情報に置き換えられたりしているものの、代表的な指標集では付加価値関連指標が取り扱われている。周知のとおり、付加価値の集計方式には、付加価値の定義に即した控除法と、付加価値構成要素の費目を合算して集計する加算法がある。そこで、図表1の状況を考慮して、両者の操作可能性について検討する。

2. 控除法による付加価値計算の操作可能性

控除法に従った計算式を所収する指標集には、日本生産性本部（1996）があり、また、代替指標として加工高を挙げるものに中小企業庁（2004A）とTKC（2012）がある。日本生産性本部は、以下の式1で付加価値を計算して

1) 稿末の〈参考文献〉（関連指標集）を参照されたい。

いる。これは純付加価値である。

$$\text{付加価値} = \text{純売上高} - \{ \text{原材料費} + \text{支払経費} + \text{減価償却費} \} + \text{期首棚卸高} \\ - \text{期末棚卸高} \pm \text{付加価値調整額} \quad \dots \text{式 1}$$

ここで、支払経費 = (管理販売費 + 当期総製造費用中の経費) - (労働収益に加算される部分 + 減価償却費)

減価償却費 = 製造 (工事) 原価にふくまれる減価償却費 + 販売管理費中の減価償却費

[期首棚卸高 - 期末棚卸高 ± 付加価値調整額] は付加価値を計算する上での修正額であり、付加価値調整額は他勘定振替高や原価差額等である。[原材料費 + 支払経費 + 減価償却費] が前給付費用 (原価) に当たる。

また、中小企業庁²⁾ および TKC³⁾ はそれぞれ以下の式 2 および式 3 で粗付加価値に該当する数値を計算している。

$$\text{(中小企業庁)} \quad \text{加工高} = \text{生産高} - \{ \text{直接材料費} + \text{買入部品費} + \text{外注工賃} + \text{間接材料費} \} \quad \dots \text{式 2}$$

ここで、生産高 = 純売上高 - 当期製品仕入原価

$$\text{(TKC)} \quad \text{加工高 (粗利益)} = \text{売上総利益} + \{ \text{当期総製造費用} - \text{当期材料費} - \text{当期外注加工費} - \text{当期消耗品費} \} \times \text{売上原価按分率} \quad \dots \text{式 3}$$

それぞれ (直接材料費 + 買入部品費 + 外注工賃 + 間接材料費) および { 当期総製造費用 - 当期材料費 - 当期外注加工費 - 当期消耗品費 } × 売上原価按分率が前給付費用に該当する。いずれも製造業を前提としている。また、これらの控除法による付加価値の集計レベルは、日本生産性本部は営業利益レベル、他は基本的に売上総利益 (粗利益) レベルである。

2) 中小企業庁は中小企業庁 (2004A) においては控除法による加工高、中小企業庁 (2007) においては、後述する加算法による加工高を計算している。

3) TKC は書籍として『TKC 経営指標』を刊行していた時期にはここで記した控除法の計算を加算法とともに行っていたが、集計結果は一致していない。CD-ROM 版に移行してからは、控除法による計算だけを採用している。したがって、本稿では TKC については控除法だけを扱った。

これらの式で外部分析として付加価値を計算する場合、制度開示情報では、前給付費のうち減価償却費は有形固定資産等明細書の当期償却額から入手できるが、材料費（原材料費、直接材料費、買入部品費、間接材料費）や外注加工費（外注工賃）については製造原価明細書のデータに依存しているから、記載が省略されるとデータが得られないことになる。また、支払経費については必ずしもその内容は明定できないが、販売費及び一般管理費の細目とともに製造原価明細書における当期総製造費用の経費の数値を要する。従来から販売費及び一般管理費も主要項目についてだけ記載されており、その意味では付加価値計算は概算値であったが、製造原価明細書の省略によって、製造業においてはとくに前給付費の重要要素である材料費を捕捉できないこととなり、控除法の付加価値計算は基本的に不可能にならざるをえない。

Ⅲ 加算法による付加価値の算定方式と制度開示情報との関連

1. 加算法による付加価値の構成要素

控除法は企業の価値創造の成果を示すものの、成果の分配の判断には結びつきにくい。例えば、指標としては付加価値率（売上高付加価値率）、従業員1人当たりあるいは労働時間当たりの指標である労働生産性ならびに資本の投入量に対する資本生産性の指標は控除法による付加価値から得られても、成果の配分・分配の状況を捕捉できない。したがって、多くの指標集では付加価値の構成要素を明らかにし、配分・分配の状況を示す加算法が用いられてきた。以下では個々の指標集の計算方法は取り上げないが⁴⁾、全体の計算構成要素を近似的なものに集約して一覧表に要約したものを図表2に示しておくことにしたい。図表2から明らかなおり、各指標集においては、個別の要素の細目や集計の最終的な範囲に関する利益レベルの相違はあるものの、基本的な付加価値についての思考は類似している。

4) それぞれの計算方法については、梶浦（2010）を参照されたい。

図表 2 加算法の付加価値要素

付加価値の種類		純付加価値					
		粗付加価値					
日本生産性本部 (1996)	労働収益	営業利益 (資本収益)					
		人件費 (役員給与、役員賞与、従業員 給与、従業員賞与、福利厚生費)	不動産・不動産 賃借料	支払利息	営業純益 (営業利益－ 支払利息等)	租税公課 (法人税、住民税 等を含む)	減価償却費
財務省 (法人企 業統計、2014)	人件費	賃借料	特許 使用料	純金和負担	営業利益	租税公課	減価償却 費
		賃借料	支払 特許料				
日本政策投資銀 行 (2014)	人件費	賃借料		純金融費用 (支払利息割引料－ 受取利息配当金)	経常利益	租税公課	減価償却 費
		賃借料	賃借料				
日本経済新聞出 版社 (2010)	人件費	賃借料		純金融費用	税引後経常利益	租税公課 (法人税、住民税 及び事業税)	減価償却 費
		賃借料	賃借料				
中小企業庁 (2007)	人件費	賃借料		金融費用	当期純利益	法人税、住民税 及び事業税	減価償却 費
		賃借料	賃借料				
通商産業省 (2000)	人件費	賃借料		金融費用	当期純利益	法人税、住民税 及び事業税	減価償却 費
		賃借料	賃借料				
日本銀行 (1996)	人件費	賃借料		金融費用	当期純利益	法人税、住民税 及び事業税	減価償却 費
		賃借料	賃借料				
三菱総合研究所 (2008)	人件費 (報酬・賞金手当、福利厚 生費、退職引当金繰入額)	賃借料		金融費用	当期純利益	法人税、住民税 及び事業税	減価償却 費
		賃借料	賃借料				
各指標集の付加価値構成要素							

2. 加算法と制度開示情報

加算法による付加価値計算の精度や操作可能性は、入手できるデータの範囲に依存する。利益レベルに応じて集計範囲は異なるから、ここでは利益レベルを付加価値の構成要素が最も細分化される当期純利益とする。図表1から当期純利益に至る構成要素で損益計算書に掲記される科目を列挙すると以下ようになる。

人件費（労務費、役員報酬・給与、役員賞与、従業員賃金・給与、従業員賞与、福利厚生費、退職給付費用）、賃借料、支払特許料、支払利息・割引料（純金利費用の場合、控除科目としての受取利息・配当金）、租税公課、法人税・事業税及び住民税、当期純利益、減価償却費（粗付加価値の場合）

加算法においても、製造原価明細書の省略により人件費とりわけ製造原価要素としての労務費が得られなくなる。この点は、加算法が付加価値の構成要素に関連する配分・分配の分析視点を有した計算方法でもある点からも、今後の付加価値分析を左右する重要な情報の欠落になりうる。

3. 製造原価以外の制度開示に関する課題

(1) 販売費及び一般管理費の費目と研究開発費

図表2の付加価値構成要素に関しては、もともと販売費及び一般管理費が主要な費目についてだけ開示されるという制約がある。販売費及び一般管理費については、項目的重要性で明示される費目はないから、付加価値構成要素が網羅されて記載されるとは限らない。従来、販売費及び一般管理費の合計額の100分の5超とされていた金額的重要性基準も、100分の10超に引き上げられたので、費目はさらに少なくなる可能性がある。

また、従前の財務諸表等規則では、一般管理費と当期総製造費用に含まれる研究開発費の総額を注記することとされていた。研究開発費は多様な費目の合算値であり、研究開発費に含まれる加算法の付加価値の構成要素である費目の細目は不明になっている。なお、今般の改正で、連結財務諸表を作成している場合には、研究開発費の総額の注記も記載を要しないこととなった

が、研究開発費を個別の費目に分解して再集計するという意味ではないから、細目が把握できないという状況に変化はない。

(2) 組織再編による情報内容の変化

近年、組織再編等により、純粋持株会社が増加している。事業持株会社の場合には、個別企業であっても事業の性質が現れている場合があるけれども、純粋持株会社の場合には、財務諸表の記載内容にはグループとしての本来の事業内容が現れない。製造業であっても、個別財務諸表の上では製造業としての特質が現れないことになる。わが国における付加価値計算は連結財務諸表が2000年から本格的に導入される以前から展開されてきており、かつ前述したように製造業における労務費データが、個別損益計算書の明細書である製造原価明細書に記載されていたこともあって、制度開示情報による付加価値集計は個別財務諸表の範囲を前提として行われてきた。純粋持株会社の出現は、このような前提とは相容れない事象である。このことは、開示の問題以前に、連結財務諸表に重点が移行している情報範囲での付加価値分析についての検討の必要性を改めて提起しているものといえる。

4. 付加価値の分配に内在する課題

日本生産性本部（1996）は、営業利益に続く損益計算項目についても、以下の経常利益に関する式4で営業利益が借入資本利子と経常利益（企業収益）に分配される状態が示されるとしている。

$$\begin{aligned} \text{経常利益} = & \text{営業利益} + (\text{財務収益} + \text{その他の営業外収益}) - \text{借入資本利子} \\ & + \text{その他の財務費用} + \text{その他の営業外費用} \end{aligned} \quad \dots\dots \text{式4}$$

さらに、ここから税等控除未処分利益（当時）の計算構造やその分配に言及しているが、式4を含む分配計算は付加価値の分配式そのものではない。あくまでも日本生産性本部の付加価値は労働収益と営業利益（資本収益）から構成されていることに留意すべきである。

ところが、このような営業外収益の算入は、従来の付加価値計算において顧慮されにくかった論点に結びつく。図表1に示したように、日本経済新聞

社、通商産業省（当時）および中小企業庁は金融損益について、支払利息と受取利息、あるいは営業外費用と営業外収益の差額である純金利費用を構成要素としている。付加価値の分配の視点から資本収益の一部としての金融費用をどのように扱うかは、とくに純金利費用が収益余剰となった場合に課題が生じる。ここで資本収益は金融収益ではなく金融費用であることに注意する必要がある。借入資本に分配されるのが金融費用である。

付加価値の源泉について、売上高あるいは生産高とする立論では対象から外れるが、金融収益が付加価値の源泉である営業収益の大きな部分を占める金融業のような業態もある。例えば、現在まで継続している有力な公表指標集である法人企業統計（財務省（2015））は、2008年度調査から統計の調査対象に金融業・保険業を加えた。ただし、これらについては計算されている財務指標は極めて限定的であり、付加価値は集計対象になっていない。金融業・保険業も付加価値分配の構成要素となる費目は有しており、加算法による付加価値集計は可能であろう。ただ、金融収益および金融費用が営業収益および営業費用であるという属性が、従来の製造業や金融以外の非製造業における営業外の金融費用あるいは純金融費用と同一の性質の付加価値を構成するか否かは、検討を要する事項である。個別企業の付加価値をめぐっては、主に製造業を基本として、非製造業を包含する方向で展開されてきたが、このような産業構造の変化に伴う付加価値集計の取り扱いについては、以下で開示事例を検討することを通じて言及することにした。

IV 付加価値情報の任意開示事例

1. わが国における CSR 関連報告の進展

さて、個別財務諸表の簡素化に伴って、制度開示情報による従来からの個別企業についての付加価値計算が困難になりつつある一方、財務報告とは別に、いわゆる CSR 報告書の進展による、いくつかの企業による自主的な付加価値関連情報の公表が行なわれてきている。わが国においては、日本経済団体連合会（経団連）が1991年の「経団連地球環境憲章」や「経団連企業行

動憲章」以来、環境問題への取り組みを提唱し、その後、社会責任関連問題に方向性を拡充してきたことにも関連している⁵⁾。当初は、経済産業省「ステークホルダー重視による環境レポーティングガイドライン 2001」、環境省「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン (2002年版)」、環境省「環境会計ガイドライン (2005年版)」等を受けて環境報告が中心であり、現在でも温暖化ガスや廃棄物等の環境情報に重きが置かれているが、CSR 報告書の多くでは、環境だけでなく、社会性、それと関連する経済性についての報告体系が整備されてきている。また、この領域で影響力のある GRI (Global Reporting Initiative) が2000年以来、数次にわたって設定してきている持続可能性報告ガイドライン (sustainability reporting guideline) を基礎として、持続可能性報告書という名称を使う企業も増えている⁶⁾。2010年11月には ISO 26000-Social responsibility が発行され、社会的な組織の SR (social responsibility) 報告という視点も明確になってきた。近年では、いわゆる ESG (environment, social and governance) 報告の方向も出現している。

CSR 報告書は、環境報告および社会報告を基本とし、それに経済性報告を加える形で展開されてきた。この報告書は多くの企業が作成しているが、制度開示情報ではないから任意開示情報であり、情報の様式が統一されていないわけではない。したがって、本稿で取り上げる付加価値関連情報がすべてに記載されているわけではないし、実際には CSR 報告書の開示例の多さや付加価値という用語の利用例の多さからすると、付加価値関連の数値情報の開示例は少ない。ただ、開示している会社の事例は、付加価値報告の意図する情報能力を如実に示している。

2. CSR 報告書における付加価値情報の開示

付加価値あるいはそれに類似する情報を数値あるいは計算表方式で開示し

5) CSR 報告等についての経団連の活動の経緯は、梶浦昭友 (2008)、333~335ページ。

6) GRI 持続可能性報告ガイドラインについては、梶浦昭友、西村智、根岸紳、福井幸男 (2010)、145~147ページ。なお、ガイドラインの最新版は2013年5月の第4版である。

ている企業として、(株)エイチ・アイ・エス、(株)大和証券グループ本社、帝人(株)、(株)東芝、日本写真印刷(株)、三菱マテリアル(株)などを挙げることができる。ここではすべてをとりあげることはしないが、付加価値の計算構造に関わる典型的な事例を整理しておこう。

(1) エイチ・アイ・エスの付加価値情報

エイチ・アイ・エスはCSRレポートの中で、「事業概況と価値分配」の項を設け、「経営状況とステークホルダーへの価値分配」で「ステークホルダーへの価値分配」を計算書形式で示している。付加価値は「事業活動を通じて得られた収益（売上高－売上原価）から、販売費、一般管理費、営業外費用などを差し引いた付加価値」としている。2015年もこの情報は継続しているが、とりわけ2013年版では、図表3に引用したように社員への分配額の内訳を示している。また、備考において数値の出处が記されている。図表3の数値は連結ベースであり、有価証券報告書の連結損益計算書では、退職金以外の数値が注記されている。同社は非製造業であり、本稿で課題となった製造

図表3 エイチ・アイ・エスの付加価値分配情報⁷⁾

ステークホルダー	金額 (百万円)	内容	備考
株主	1,102	配当金	決算短信掲載の数値（サマリー情報の「2. 配当の状況」の配当金総額（年間））
社員	28,386	給料・賃金、賞与、退職給付費用の総額	決算短信掲載の数値（「(10) 注記事項（連結損益計算書関係）」）。なお、左記金額には売上原価に含まれる人件費は含まれていない※1
債権者 (金融機関)	42	支払利息	決算短信掲載の数値（連結損益計算書の「支払利息」）
行政機関 (国、自治体)	4,164	法人税・住民税・事業税等の納税総額	決算短信掲載の数値（連結損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」）
企業（内部留保）	8,307	剰余金の増加額	決算短信掲載の数値（連結貸借対照表の利益剰余金の当期前期差）

※1 社員への分配額の内訳（単位：円）

給与手当……………	22,598,618,702	退職金……………	2,906,500
賞与……………	2,361,702,846	退職給付費用……………	439,602,692
賞与引当金繰入額…	2,983,290,541		

合計…………… 28,386,121,281

原価明細書の省略には関係がない。非製造業の場合には、費目についての重要性の範囲にもよるが、加算法による付加価値計算は製造業よりも取り込める情報が多い可能性がある。

(2) 大和証券グループの付加価値情報

大和証券グループは、2002年から持続可能性報告書を公表し、2009年からはCSR報告書と改称している。2004年から経済性報告に「ステークホルダーとの経済的かわり」の項を設け、「ステークホルダーへの経済的価値分配」について計算書形式で示している。2006年には項の標題が「ステークホルダーへの分配」に変わったが、2007年には元に戻った。この段階までは付加価値という用語を用いず、経済的価値としていた。2008年からは同じ内容を経済的付加価値という用語で示し、2009年に一度、経済的価値に戻ったものの、2010年以降は経済的付加価値が用いられてきた。同社の情報には2008年以降、「経済性報告と連結財務諸表との比較」があった。2012年の情報は図表4に引用したとおりである。

ここにおいて「経済性報告における収益」とは、「受領したすべての収入、すなわち営業収益、営業外収益、特別利益の合計」とされている。この点は、既述の純金利費用の取り扱いにも関連するものである。同社は金融サービス業であり、銀行業とは異なるが、トレーディングや金融収益が営業収益の大きい部分を占め、これらが同社のいう経済性報告における収益を構成していることになる。金融業のような業態では、損益計算書の様式や項目が一般事業会社とは大きく異なるが、非製造業と同様、製造原価の明細等に関わる費目はないから、主要な費目を得られれば、加算法による付加価値計算の可能性はある。ただ、同社の場合、図表4のような計算書方式での情報は2012年を最後に掲載されなくなった。2013年以降はPDF版だけになり、「環境・社会・ガバナンス（ESG）情報のエッセンスを年次報告書に盛り込んだ」⁸⁾とさ

7) H. I. S. CSR レポート2013、22ページ。組版の関係上、オリジナルの図式とは異なるが、内容はそのままである。

8) 大和証券グループCSR報告書2013、3ページ。

図表4 大和証券グループの経済的付加価値情報⁹⁾

ステークホルダーへの経済的価値分配の推移

(単位:百万円)

ステークホルダー	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	集計方法
社員	156,661	141,600	169,950	160,234	158,297	販売費および一般管理費における人件費
社会	962	924	618	560	475	企業市民活動への支出(詳細) ^{*1}
株主への配当支払額	29,919	10,770	22,730	10,386	10,281	当年度にかかわる中間・期末配当金
債権者	53,630	44,923	29,030	35,642	39,082	金融費用および営業外費用における支払利息
政府	48,102	(11,620)	57,587	16,755	30,980	法人税、住民税および事業税、法人税等調整額、租税公課
子会社の少数株主	(5,233)	(60,580)	4,089	(6,907)	(1,838)	少数株主利益または少数株主損失
内部留保	16,492	(95,809)	20,699	(47,717)	(49,715)	当期純損益から当年度にかかわる配当金を差し引いた金額
経済的付加価値計	300,533	30,208	304,703	168,953	187,562	上記計

※1 企業市民活動への支出額から、大和日英基金への支出分を除いた数字

経済性報告と連結財務諸表の比較

(単位:百万円)

		2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
経済性報告	経済性報告における収益	838,703	428,318	548,941	427,755	474,839
	経済的付加価値	300,533	30,208	304,703	168,953	187,562
連結財務諸表	営業収益	825,422	413,936	537,915	403,402	422,374
	当期純利益(損失)	46,411	(85,039)	43,429	(37,331)	(39,434)

※ 対象はグループ連結

れているが、情報が年次報告書に引き継がれたわけではない。

(3) 三菱マテリアルの付加価値情報

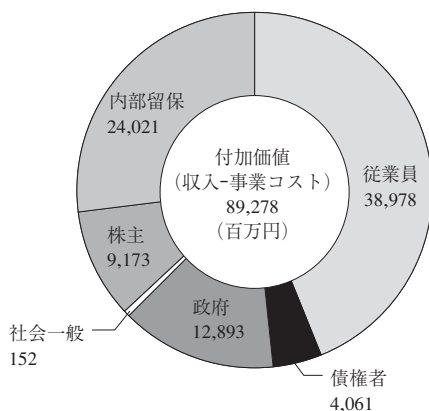
以上で取り上げた2社は、非製造業と金融サービス業であった。そこで、

9) 大和証券グループ CSR 報告書2012、43ページ。組版の関係上、オリジナルの図式とは異なるが、内容はそのままである。

10) 梶浦(2008)、337~339ページ。

製造業の事例を検討することにしたい。前述の会社で製造業に属する会社として、帝人、東芝、日本写真印刷、三菱マテリアルがあるが、帝人については、導入当初の状況について別稿で述べた¹⁰⁾。また、東芝は数値に問題がある点についての修正が行われていない。日本写真印刷は後に触れるように、社員への分配の計算に限定がある。したがって、ここでは三菱マテリアルを取り上げておこう。三菱マテリアルは、加算法に該当する情報からの分配の情報だけでなく、控除法による計算も合わせて示していることに特徴がある。

図表5 三菱マテリアルの付加価値情報¹¹⁾



分類	ステークホルダー	金額 (百万円)	内容/算出方法
収入	お客様・お取引先	844,284	売上高・営業外収益・特別利益
支出	お取引先	755,005	事業コスト (売上原価及び一般管理費のうち、人件費・租税公課・寄付金を除いた金額)
	従業員	38,978	人件費 (法定福利費、年金を含む)
	債権者	4,061	支払利息
	政府	12,893	税金 (法人税、経費として負担している租税公課)
	社会一般	152	寄付金等*
	株主	9,173	支払配当金
	内部留保	24,021	当期純利益から支払配当金を差引いた金額

※ 寄付金に加え、現物寄付、施設開放、従業員の役務提供等を日本経団連方式により金額換算して算定

同社は1999年から環境報告書を発行し、2005年からより広い社会責任を扱うCSR報告書の発行を開始した。そして、CSR報告書2009の「ステークホルダーとの関わり」の項において、「ステークホルダーへの経済的価値配分（単体）」を計算表形式で記載した。それ以来、この情報は最新の2015年版まで継続して掲載されている。同社のこの情報は連結ではなく単体についてのものである。2015年版では、図表5に引用したように、従来の計算表方式とあわせて、円グラフで付加価値額を明記したステークホルダーへの分配額が記載されるようになっている。

同社の計算表は加算法だけでなく、控除法に当たる構造を示しているところに特色がある。収入とされる売上高・営業外収益・特別利益から、事業コスト（売上原価及び一般管理費のうち、人件費・租税公課・寄附金を除いた金額）を控除した部分が付加価値である。したがって、収益には営業外収益や特別利益を含んだ構造となっている。また、前給付費用も明示されることになる。外部分析では売上高の細目が入手困難になる方向に向かう中、同社の計算表はCSR領域での付加価値の意義を明確に示している。

V 制度開示の簡素化に対する当面の対応策……むすびにかえて

外部分析では、制度開示の簡素化からくる付加価値計算の制約の拡大は、所与の情報を前提とする限り、従来の計算方法が困難になることに結びつく。付加価値情報の開示会社として名前を掲げた日本写真印刷では、2010年のCSR報告書から「ステークホルダーへの付加価値配分」の項を設け、株主、社員、債権者（金融機関）、行政機関（国、自治体）、地域社会、企業（内部留保）をステークホルダーとした計算表を公表しているが、社員についてはCSR部集計で、「製造原価に含まれる人件費を除く」と記している¹¹⁾。内部的に集計しているにもかかわらずこのような状況であるのは、連結ベースで

11) 三菱マテリアル CSR 報告書2015、62ページ。組版の関係上、オリジナルの図式とは異なるが、内容はそのままである。

12) NISSHA 2015CSR 報告書、22ページ。なお、このことは2010年に掲載をはじめたときから同じである。

あるためと考えられる。従来から、指標集等でも付加価値分析は単体ベースで行われてきた。本稿で社名を掲げた会社は、三菱マテリアルを除いて、連結ベースであり、そのことだけでも情報内容には意味がある。

今後、これまでのような範囲での情報の入手がますます困難になることが想定されるが、制度開示情報が付加価値計算を必ずしも前提としていないことを考慮すると、何らかの代替的な方法で対応する方向が考えられる。外部分析の観点からは、付加価値集計は従来からすべての費目が得られるわけではなく、概算値であったと考えるのがよいであろう。その際、分配のステークホルダーの核となる従業員は外せないから、人件費の把握が最も重要な課題となる。

そのため、人件費については、有価証券報告書の情報から、当面、次のような概算値を得るための暫定的な計算内容を導くことはできよう。

「販売費及び一般管理費の内訳または注記における、役員に関わるものを除いた賃金・給与・報酬・手当・賞与（引当金繰入）」の代替額として、「【従業員の状況】に示された平均年間給与×従業員数」を用い、これに「販売費及び一般管理費の内訳または注記における福利厚生費、退職給付費用、および役員に関わる賃金・給与・報酬・手当・賞与（引当金繰入）」を加えることにより、人件費の総額とする。

この概算値での計算方法は、製造業に関するものである。非製造業に関しては、販売費及び一般管理費の金額的重要性基準の変更の影響は想定されるが、製造原価明細書の省略には影響されない。法人企業統計の数値を用いて2013年度の付加価値（純付加価値）の総額とその割合を集計すると、図表6のようになる。ここでの全産業には金融業・保険業は含まれないし、集計対

図表6 法人企業統計（2013年度）による付加価値の状況

	億円	構成比
全産業	2,763,090	100.0%
製造業	759,360	27.5%
非製造業	2,003,730	72.5%

象は大会社から小会社までを含むが、すでに多くの付加価値が非製造業によって生み出されていることが分かる。

本稿の事例で取り上げたように、産業区分の異なる非製造業、金融サービス業ならびに製造業のそれぞれについて、制約は増えているものの、概算値であると前提すれば、共通の思考で付加価値の計算を行うことは想定できるから、製造業について本稿で示した人件費の代替算法を暫定案の1つとして、付加価値の計算を継続していくことが重要であると考えられる。

(筆者は関西学院大学商学部教授)

<参考文献>

梶浦昭友 (1996) 『企業社会分析会計 (増補第2版)』中央経済社。

梶浦昭友 (2008) 「付加価値とディスクロージャー」、柴健次、須田一幸、薄井彰編著『現代のディスクロージャー—市場と経営を革新する』中央経済社、322~341ページ。

梶浦昭友 (2010) 「わが国における付加価値関連の分析指標の変容」、日本社会関連会計学会『日本社会関連会計学会の検証—過去・現在・未来』、35~40ページ。

梶浦昭友、西村智、根岸紳、福井幸男 (2010) 『生産性向上と雇用問題—生産性三原則へのアプローチ』関西学院出版会。

梶浦昭友 (2012) 「生産性と成果分配の指標」『商学論究』第60巻第1・2号、203~224ページ。

梶浦昭友 (2014) 「生産性をめぐる指標と成果分配の現実」『関西学院大学産研論集』第41号、35~43ページ。

企業事例については本文および脚注に記載した。

(関連指標集)

財務省 (2015) 財務総合政策研究所 (1986-)、大蔵省財政金融研究所 (1949-1985) 『財政金融統計月報 (法人企業統計特集号)』、なお、沿革上は1948 (昭和23) 年次調査から開始されているが、現行の統計法によるものは1972年以降である。

中小企業庁 (2004A)、『中小企業の経営指標』(1954-2004)、中小企業診断協会。

中小企業庁 (2004B)、『中小企業の原価指標』(1954-2004)、中小企業診断協会。

中小企業庁 (2007)、『中小企業の財務指標』(2005-2007)、中小企業診断協会。

通商産業省産業政策局 (2000)、『わが国企業の経営分析』(1950-2000)、大蔵省印刷局。

企業別統計編 (製造業 (上・下)、非製造業、業種別統計編)。

TKC (2012)、『TKC 経営指標 (BAST)』(1975-2012)、TKC 全国会システム委員会。なお、電磁的情報は継続している。

日本銀行調査統計局 (1996)、『主要企業経営分析』(1951-1996)、日本銀行。

日本経済新聞出版社 (2010)、『日経経営指標』(1981-2010)、日本経済新聞出版社。なお、

- 基礎となったデータベースの電磁的情報は日経財務データ、日経 FQ 等で継続している。
- 日本政策投資銀行設備投資研究所 (2014)、日本政策投資銀行設備投資研究所 (1999-)、日本開発銀行設備投資研究所 (1991-1998) 『産業別財務データハンドブック』日本経済研究所。前誌：日本開発銀行設備投資研究所 (1974-1990) 『経営指標ハンドブック』日本開発銀行設備投資研究所、日本開発銀行設備投資研究所 (1969-1973) 『主要産業経営指標便覧』千代田エイジェンシー (1969-1970)、日本開発銀行設備投資研究所 (1971-1973)。
- 日本生産性本部 (1996)、日本生産性本部生産性研究所 (1965-1985A、1986-1991)、日本生産性本部情報開発部 (1992-1994)、社会経済生産性本部情報開発部 (1995)。社会経済生産性本部生産性研究所 (1996) 『付加価値分析—生産性の測定と分配に関する統計』日本生産性本部生産性研究所 (1965-1991)、日本生産性本部情報開発部、各年版 (1992-1994)、社会経済生産性本部情報開発部 (1995)、社会経済生産性本部生産性研究所 (1996)。
- 日本生産性本部 (1985B) 『生産性運動30年史』日本生産性本部。
- 付加価値分析委員会 (1978-1997) 『経営分析指標——わが国企業の付加価値分析——』関西生産性本部。
- 三菱経済研究所 (1928-1963) 『本邦事業成績分析』三菱経済研究所。
- 三菱総合研究所 (2008)、三菱総合研究所 (1970-2008) 『企業経営の分析』三菱総合研究所、三菱経済研究所 (1963-1969)。